

明和町障がい者計画

目 次

第1章	基本的な考え方	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格	3
3	計画の基本理念	4
4	計画の基本的な考え方	5
5	施策の体系	6
6	計画の目標年次	7
7	計画の策定体制	7
8	障害保健福祉圏域	8
第2章	障がい者（児）の現状	9
1	人口の推移	9
2	障がい者（児）の推移	9
第3章	分野別施策の推進方向	12
1	啓発と交流の促進	12
2	生活環境の整備	15
3	育成・教育の充実	19
4	雇用・就労の促進	23
5	保健・医療の充実	25
6	福祉サービスの充実	28
7	情報・コミュニケーションの充実	31
8	推進体制の整備	32
参考資料	参考資料	35

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、障がいのある人が住み慣れた地域で、障がいのない人と同じように暮らし、社会に参加することができる社会の実現を目指して、平成13年に「明和町障害者福祉計画」を策定し、障がい者福祉に関する施策を展開してきました。

平成19年3月には、平成18年施行の「障害者自立支援法¹」に定める市町村障害福祉計画を盛り込んだ「明和町障害者福祉計画」を策定し、その後、平成21年3月には、障害者自立支援法に基づく「第2期明和町障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの一層の充実に取り組みできました。平成23年8月に「障害者基本法²」が一部改正され、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての人が共生する社会の実現」をめざすことを目的とし、障がい者の定義も、心身に障がいがあるだけでなく、障壁となる制度や慣行などによって日常生活や社会生活に相当の制限を受ける人を対象とすることとなりました。また、平成24年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法³）が、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法⁴）、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法⁵）が施行され、障がいのある人を取り巻く状況は刻々と変化しています。

そうした中で、平成24年3月に「明和町障害者福祉計画」を改定し「明和町障がい者計画」を制定するとともに、その施策の具体的な推進を図るため、「第3期明和町障がい福祉計画」（平成24年度～平成26年度）と「第4期明和町障がい福祉計画」（平成27年度～平成29年度）を定め、取り組みをすすめてきました。

こうした状況や本町における障がい福祉施策の進捗状況を踏まえ、本町の障がい者施策の基本的方向を示すとともに、より具体的で実効性のある事業を実施していくため、前回の「明和町障

- ¹ **障害者自立支援法** 障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定める。
- ² **障害者基本法** 障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
- ³ **障害者虐待防止法** 障がいのある人の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。
- ⁴ **障害者総合支援法** 障害者自立支援法に対し、サービスの対象者に難病患者等を加えるなどの改正を行い、法律名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改正。障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
- ⁵ **障害者差別解消法** 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」によって障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指す。

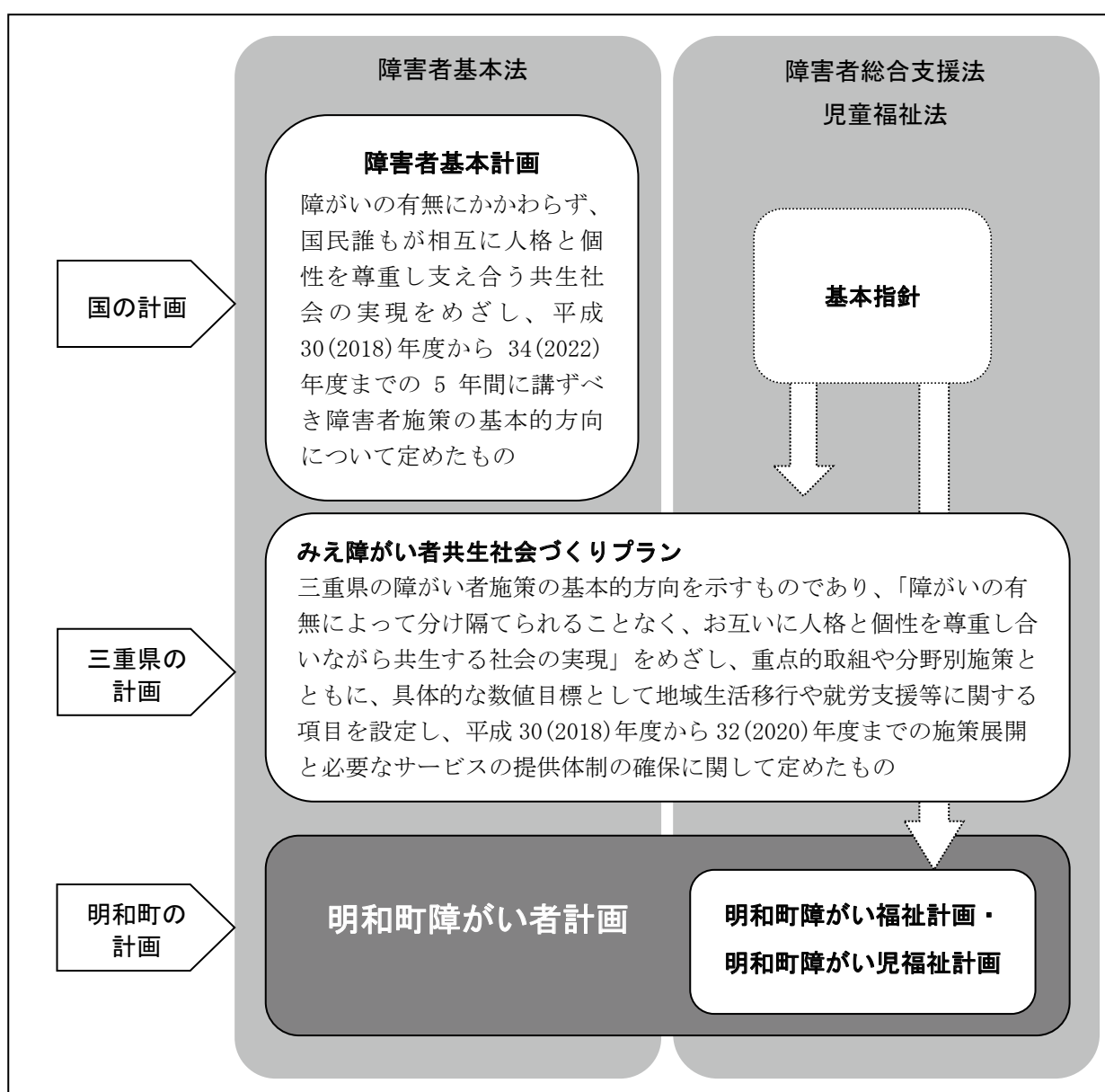
がい者計画」を改定するとともに、「第5期明和町障がい福祉計画・第1期明和町障がい児福祉計画」（平成30年度～平成32年度）（別冊）を策定するものです。

2 計画の性格

(1) 国、県計画との関係

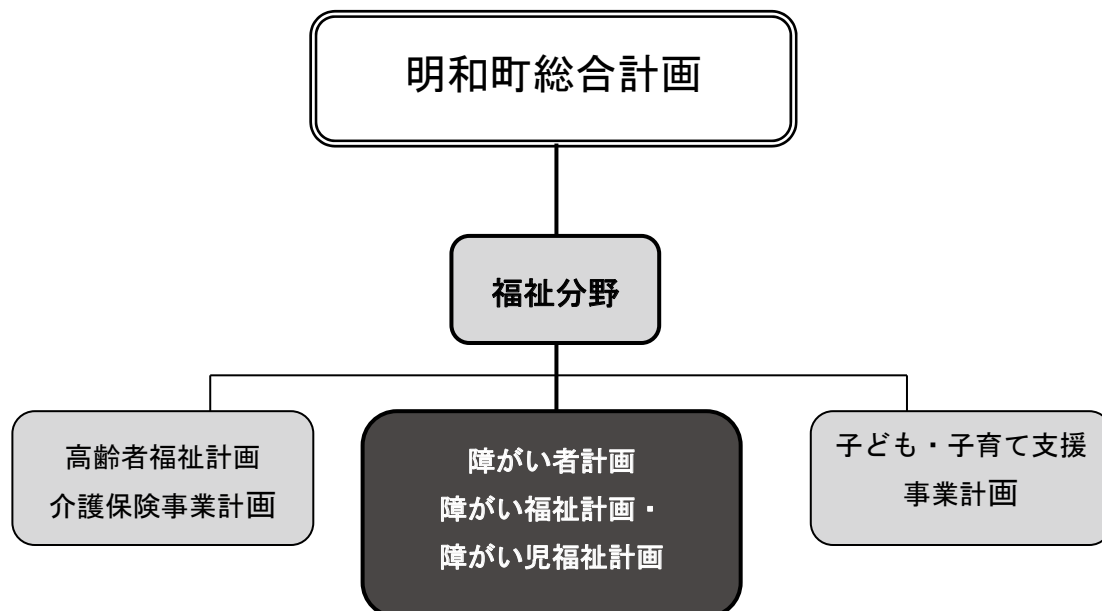
この計画は、「障害者基本法」(第11条第3項)に基づく「市町村障害者計画」として、すべての市町村が策定しなければならない計画であり、障がい者にかかわるすべての施策の基本的な方向性を定める中長期の基本計画です。障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」は別に定めます。

国の「障害者基本計画」とともに三重県が進める「みえ障がい者共生社会づくりプラン」と内容の整合をとり、国、県とともに様々な施策を進めるために連携する必要があります。



(2) 明和町の他の計画との関係

この計画は、「明和町総合計画」や障がいのある人の支援にかかわる他の計画と調整を図り、住民、福祉サービス事業所、企業、関係団体、行政など、町全体で取り組むものです。



3 計画の基本理念

ノーマライゼーション*の理念のもと、障がいのある人も、ない人も、だれもが同じように社会に参加し、自分らしくより豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、本計画の基本理念を次のとおりとします。

**「障がい者の自立と社会活動への参画の支援、
主体性と選択性の尊重、地域での支え合い」**

* ノーマライゼーション デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して訴え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な概念。障がい者と健常者とは、お互いが区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や政策も含まれる。このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」にも反映されている。

4 計画の基本的な考え方

この計画は、以下の5つの基本的な考え方にそって施策を推進することによって、前項の基本理念の実現を図ります。

(1) エンパワーメント¹の拡大と障がい者の生活の質（QOL²）の向上

障がいのある人の人権の尊重と自己決定を基本にしながら、障がいのある人の個別のニーズに応じて、各種の障がい者施策などが連携し総合的に提供されることによって、障がいのある人のエンパワーメントを拡大し、QOLの向上を図ります。

(2) 人権の尊重

障がいのある人に対する社会的誤解や偏見を是正し、自立と社会活動への参加について、広く住民の理解と協力を求めています。また、障がいのある人の主体性が尊重され、権利が守られる社会の実現とあらゆる差別のない平等な地域づくりを目指します。

(3) すべての人の参加による地域づくり

障がいのある人が住みやすい町は、障がいのない人にとっても住みやすい町にほかならないという考え方から、障がい者問題は町全体の課題であると捉え、あらゆる分野のバリアフリー³を進めます。障がいのある人とない人とが別々の社会を構成するのではなく、生まれ育った地域社会の中で安心して生きがいのある生活が送れる社会を築きあげることが目標に、障がいの有無にかかわらず全ての住民が参加し、一体となった地域づくりを目指します。

(4) ライフステージのニーズに応じた施策の展開

障がいのある人の高齢化、障がいの重度化・重複化、福祉サービスの多様化などを背景に、個々のニーズも複雑化、高度化してきています。そのため、障がいのある人のライフステージに応じた施策、また全ステージを通じた継続的な施策の実施、個々のニーズに適した施策の展開を目指します。

(5) 広域的な施策の展開

町単独では実施困難な課題や広域的に実施すべき施策については、県、近隣市町などと連携を取りながら広域的な取り組みを進めます。

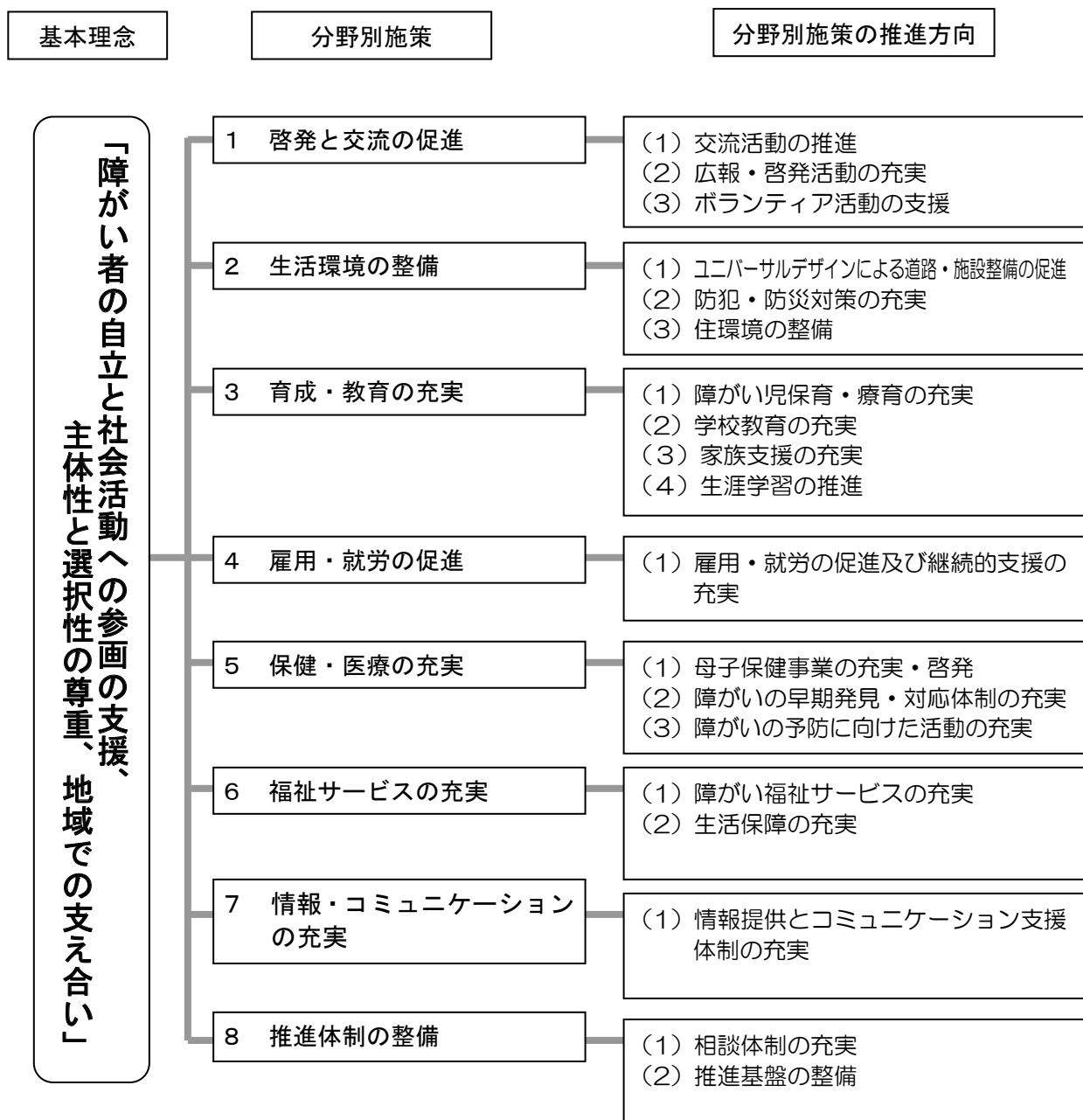
¹ エンパワーメント 一人ひとりが本来持っている力を発揮できるようになること。

² QOL（生活の質）【Quality of Life】 元々は経済学的視点から、生活が量的に豊かになったのちは質の向上を目指すべきという意味で使われた。リハビリテーションにおいては、近年「ADLからQOLへ」という形で、日常生活動作の自立を求めるのではなく、自己決定により、自分らしい生き方を求めるのが真の自立であるという考え方が定着し、ますます生活の質が注目されている。

³ バリアフリー 障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。

5 施策の体系

障がい者支援の施策を推進するため、先に述べた5つの基本的考え方をふまえ、次の8つの分野に区分し、各分野ごとに推進方向を示して体系化を図ります。



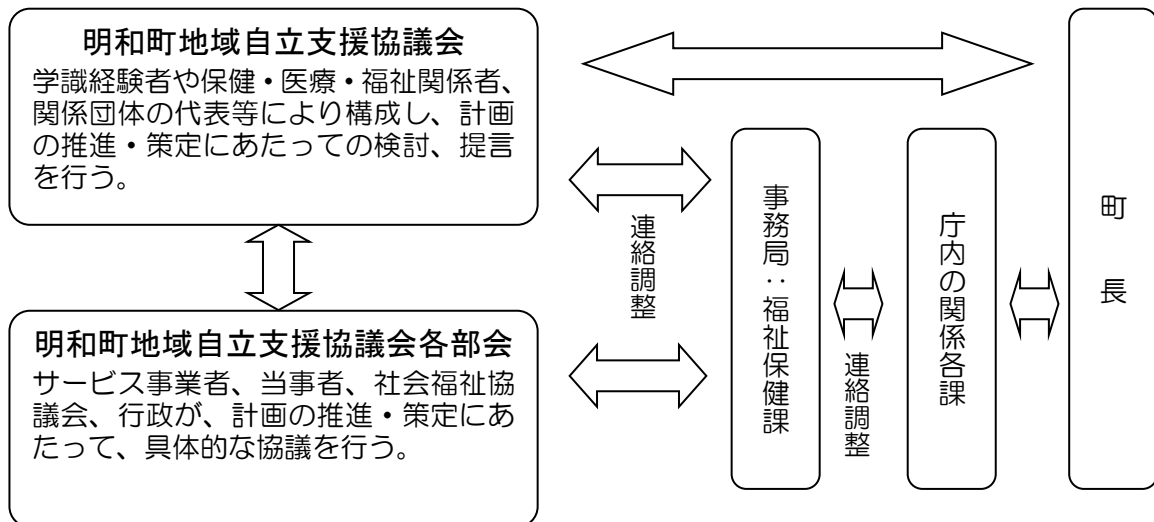
6 計画の目標年次

明和町障がい者計画の期間は、平成30年度を初年度とし、平成35年度までの6か年とします。

なお、その後の社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

7 計画の策定体制

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、事業者および障がいのある人の代表者などにより組織される「明和町地域自立支援協議会」及びサービス事業者、当事者、社会福祉協議会、行政などの関係者からなる同協議会の作業部会である「暮らし部会」、「こども部会」、「サービス・相談部会」、「しごと部会」、庁内の関係各課に諮って計画を策定します。

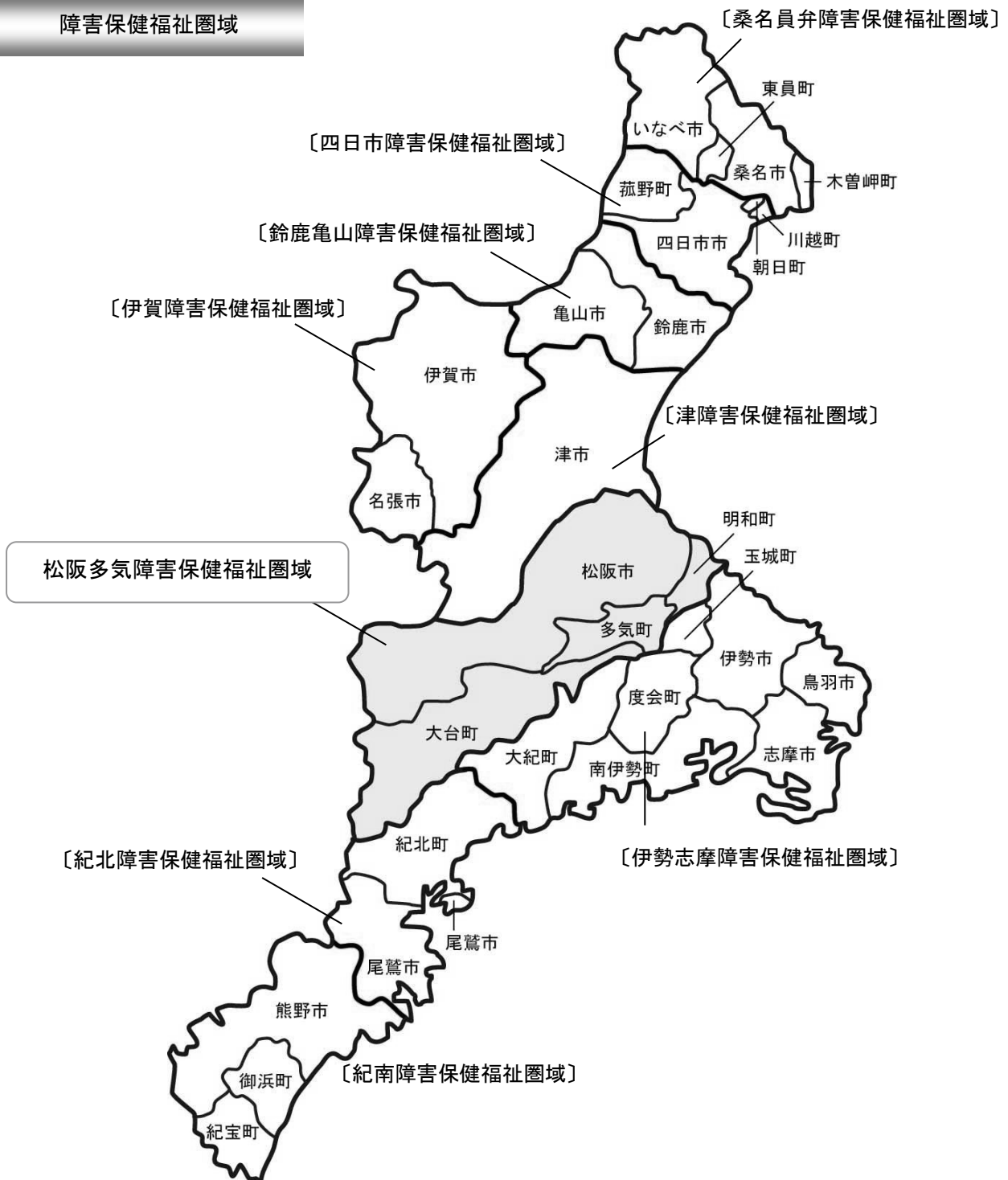


8 障害保健福祉圏域

市町だけでは対応が困難である広域的な施策として、専門的な相談・助言を行う障がい者地域生活支援体制の整備や各種施設の適正な配置を行うため、複数市町を含む広域圏域として障害保健福祉圏域が設定されています。

本町は松阪多気障害保健福祉圏域に属しています。

障害保健福祉圏域



第2章 障がい者（児）の現状

1 人口の推移

当町の65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。平成29年には6,633人となり、総人口の28.6%を占めています。

■人口の推移

(単位：人、%)

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	23,314	23,197	23,157	23,148	23,160
18歳未満	3,906	3,885	3,859	3,795	3,800
18～64歳	13,431	13,087	12,932	12,867	12,727
65歳以上	5,977	6,225	6,366	6,486	6,633
高齢化率	25.6	26.8	27.5	28.0	28.6

資料：各年10月1日時点の住民基本台帳より

2 障がい者（児）の推移

(1) 手帳等所持者の推移

身体障害者手帳所持者はほぼ横ばい傾向にあります。平成29年には937人になり、人口に占める割合は4%程度となっています。

療育手帳所持者は増加傾向にあり、平成29年には149人になっています。平成25年からの5年間で25.2%伸びています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成29年には100人となっており、平成25年から5年間で34人増え、51.5%伸びています。自立支援医療費（精神通院）受給者証所持者についても増加傾向にあり、平成29年で260人となっており、平成25年から5年間で44人増え、20.3%伸びています。

■障がい者（児）の状況（各年4月1日現在）

(単位：人・%)

年 度	人 口 (人)	身体障害者手帳 所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健 福祉手帳所持者		自立支援医療費 (精神通院) 受給 者証所持者	
		人数 (人)	人口比 (%)	人数 (人)	人口比 (%)	人数 (人)	人口比 (%)	人数 (人)	人口比 (%)
平成25年	23,292	928	4.0	119	0.5	66	0.3	216	0.9
平成26年	23,205	953	4.1	125	0.5	75	0.3	214	0.9
平成27年	23,110	939	4.1	137	0.6	77	0.3	229	1.0
平成28年	23,104	942	4.1	143	0.6	91	0.4	239	1.0
平成29年	23,149	937	4.0	149	0.6	100	0.4	260	1.1

資料：福祉保健課資料より

(2) 障がいの種類別・等級別の推移

身体障害者手帳所持者の障がい部位別の推移をみると、「内部障がい」が増加しています。また、等級別の推移をみると、「1級」が増加しており、平成25年から5年間で6.7%の伸びとなっています。

療育手帳所持者は、「A」「B」とともに増加しており、特に「B（軽度）」にその傾向が顕著です。

精神障害者保健福祉手帳所持者については、「2級」、「3級」において増加傾向が見られ、「2級」においては66.7%、「3級」においては65.2%の伸びとなっています。

■身体障害者手帳所持者の障害部位別推移（各年4月1日現在） （単位：人）

年 度	視覚障がい	聴覚障がい	音声・言語障がい	肢体不自由	内部障がい
平成25年	58	120	10	485	255
平成26年	55	125	10	503	260
平成27年	55	124	9	500	251
平成28年	50	120	11	494	267
平成29年	50	113	10	490	274

資料：福祉保健課資料より

■身体障害者手帳所持者の等級別推移（各年4月1日現在） （単位：人）

年 度	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成25年	284	151	171	209	46	67
平成26年	291	157	171	215	47	72
平成27年	291	153	166	211	45	73
平成28年	294	146	173	212	45	72
平成29年	303	138	165	214	46	71

資料：福祉保健課資料より

■療育手帳所持者の程度別推移（各年4月1日現在） （単位：人）

年 度	A（最重度）	A（重度）	B（中度）	B（軽度）
平成25年	18	31	54	16
平成26年	19	31	57	18
平成27年	20	35	59	23
平成28年	22	34	59	28
平成29年	23	35	58	33

資料：福祉保健課資料より

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

年 度	1 級	2 級	3 級
平成 25 年	13	30	23
平成 26 年	12	30	33
平成 27 年	10	32	35
平成 28 年	10	41	40
平成 29 年	12	50	38

資料：福祉保健課資料より

第3章 分野別施策の推進方向

1 啓発と交流の促進

(1) 交流活動の推進

【現 状】

- 明和町障がい者生活支援センターが中心になって、障がいのある人の交流の場として、料理教室などのサロン活動を行っています。
- 町内では、「明和町障がい者の会」、「わだち」（手をつなぐ会、ポピンス、はみんぐの3団体が活動を強化するために一つの団体として再組織化されました。）、「ななかまどの会」（精神障がい者家族の茶話会）の3つの障がい者団体等が活動を行っています。また、障がい者団体間の相互交流と活動の強化、団体の活動のPRや障がいのない人との交流を図るため、障がい者団体合同の「ふれあいレクリエーション」が行われています。
- 特別支援学校等に通っている児童・生徒と地元の小・中学校との交流を進めています。
- 当事者活動（ピアサポート活動）の強化を図るために、障がい者当事者の相談員（ピアサポーター）を養成し、登録・紹介するしくみがあります。
- 障がいのあるなしに関係なく、ともに音楽を楽しみ、交流することを目的としたバリアフリーコンサートを行っています。

【課 題】

- 障がいのある人やその家族同士が集い、交流する場の確保が必要であるとともに、障がいの有無にかかわらず、町民だれもが相互理解を深め、ふれ合えるような機会と場づくりが必要です。
- 障がい者団体のより活発な活動が図られるよう、より連携を深める必要があります。
- 特別支援学校等に通っている児童・生徒と地元の小・中学校との交流を今後も促進し、障がい児が自分の住む地域で生き生きと生活できるよう各種取り組みを進める必要があります。

【今後の方向】

- 明和町障がい者生活支援センターが行うサロン活動をはじめ、当事者による自主的な音楽サークルや料理サークルなど、障がいのある人とその家族などが集まり交流できる場づくりを推進します。
- 障がいのあるなしに関係なく、地域交流を深められるようなイベントを実施したり、障がいのある人が、地域で行われる各種行事や文化・スポーツ活動に参加しやすいよう環境づくりを推進したりします。
- 障がい者団体等の活動への支援やピアサポーターの育成などにより、ピアサポート活動の強化を図ります。
- 町広報紙や窓口などで障がい者団体等の活動を紹介する機会をつくります。
- 特別支援学校等に通っている児童・生徒と地元の小・中学校との積極的な交流に努めます。

(2) 広報・啓発活動の充実

【現 状】

- 町広報紙において、明和町障がい者生活支援センターの活動紹介を掲載しています。
- 人権講演会などに障がいのテーマを取り入れるなど、障がいに対する理解や認識を深めるための啓発活動を推進しています。
- 教育機関と連携し、保護者の障がい理解、受容のための支援を専門家とともに進めています。
- 障がいに対する理解や認識を深めるため、学校教育（総合学習等）の中で、施設を訪問したり、当事者を招いて障がいのある人の話を聞いたり、車いす体験などを取り入れたりしています。

【課 題】

- あらゆる機会を通して、障がいに対する誤解や偏見を是正し、正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進する必要があります。特に、障がいは加齢にとまない生じることもあることから、すべての人にかかわることであることを強調して啓発していくことが重要です。
- 障がいのある人を含めすべての人が共生する地域社会となるよう町民一人ひとりの意識啓発が求められます。

【今後の方向】

- 町広報紙などを活用して、障がいに係る啓発や明和町障がい者生活支援センターの活動の周知に努めます。
- 講演会や研修会を開催することにより、当事者やその家族、支援者、民生委員などの地域の人たちが、障がいに対する理解と認識を深め、地域社会の共生意識の向上を図ります。
- 幼少期から障がいのある人を含めすべての人が共生する意識を持てるよう、学校等における福祉教育の充実に努めます。

(3) ボランティア活動の支援

【現 状】

- 町内には、明和町手話サークル、明和町点字サークル、音訳ボランティア「明和鈴の音会」などのボランティア団体があり、明和町社会福祉協議会を通じて活動の支援を行っています。
- 精神障がい者のデイケア事業や障がい者団体の行事などの際、ボランティアによる支援が行われています。
- めいわ市民活動サポートセンターを通じて、障がいのある人に対しても、図書館ボランティアの紹介などが行われています。

☆ボランティア団体

名 称	活動内容
明和町手話サークル	手話や聴覚障がい者福祉に関する学習会の開催や普及啓発、聴覚障がい者との交流
明和町点字サークル	一般図書の点訳、小・中学校での点字指導
明和鈴の音会	広報めいわ等の録音テープの作成や、県政だよりの複製テープの作成

資料：福祉保健課資料より

【課 題】

- 地域における助け合い、支え合いを進めるためには、中心となって活動するボランティアの養成が必要です。新たなボランティアを発掘、養成するため、ボランティア活動についての周知・広報活動を充実する必要があります。
- 精神障がい者のデイケア事業の支援ボランティアについて、メンバーの固定化傾向が見られます。精神障がいに対する理解と認識のあるボランティアの養成が課題となっています。
- 障がいのある人やその家族のニーズと、ボランティアをつなぐコーディネート機能の充実が必要です。
- 町内には傾聴ボランティアの団体があり、老人福祉施設等を中心に活動しています。今後は、個人宅にも活動を広げ、障がいのある人やひきこもりの人、その家族を対象とした傾聴活動に広がるよう会員のスキルを上げる援助が必要です。

【今後の方向】

- 明和町社会福祉協議会やめいわ市民活動サポートセンターと連携して、ボランティア養成講座や講習会などを開催し、ボランティアの養成に努めます。
- 町民が自分の持つ知識や技能、経験を活かして様々な分野のボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動に関する情報提供に努めます。
- 明和町社会福祉協議会と連携して、ボランティア団体の育成と活動の支援を行います。
- 近隣の中学校や高等学校、大学等との連携により学生ボランティアの育成に努めます。
- 障がいのある人やその家族のニーズと、ボランティアをつなぐコーディネート機能の充実を図ります。

2 生活環境の整備

(1) ユニバーサルデザイン¹による道路・施設整備の促進

【現 状】

- 町内の小学校5校と中学校にエレベータを設置しています。
- 平成15年から町民バスの運行を開始しています。
- 公共施設の改修時にはバリアフリー化に努めていますが、まだまだ段差の解消などが不十分で、障がいのある人が不便を感じてみえる施設も見られます。また、道路環境においても、危険な箇所が見られます。
- 三重おもいやり駐車場利用証制度²の周知や利用証の交付、イベント時の臨時的な「おもいやり駐車場」の設置などを行っています。

【課 題】

- エレベータ未設置の小学校1校についても、必要に応じてエレベータ設置を進める必要があります。
- すべての人が快適かつ安全に暮らせるよう、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりが求められます。

【今後の方向】

- 学校施設のバリアフリー化を進めていきます。
- 公共施設の新設や改修にあたっては、だれもが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインの導入を図ります。
- 町内の鉄道駅や病院、大規模商業施設などの公益的施設に対しても、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を要請します。
- 歩道への自転車駐輪や、障がい者用駐車スペースへの駐車に対する町民モラルの向上を図られるよう、町広報等を通じて啓発に努めます。

¹ **ユニバーサルデザイン** 障がいのある人、ない人の別はなく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設備のこと。

² **三重おもいやり駐車場利用証制度** 障がいのある人、要介護高齢者、妊産婦、けが人などで歩行が困難な方に、公共施設や商業施設などに設置されている「おもいやり駐車場」の利用証を交付することによって、「おもいやり駐車場」の適切な利用を促す三重県の制度。

(2) 防犯・防災対策の充実

【現 状】

- 東日本大震災を機に、人びとの防災に対する意識が高まっています。
- 災害時要援護者宅家具固定事業¹を実施しています。
- 地区福祉委員会等に呼びかけ、避難行動要支援者²への支援活動の充実促進に取り組んでいます。
- 明和町障がい者生活支援センターを中心に、災害時に障がいのある人に対する支援がしやすくなるよう、障がい者個人の情報を書き込んだヘルプカードの作成に取り組んでいます。
- 防災に関して、当事者、支援者、自治会長、民生委員・児童委員³などによる話し合いや地域包括支援センターと連携して、医療機関やサービス事業所、行政などによる話し合いの場を持ちました。
- 明和の里と障がい福祉サービス事業所ありんこを福祉避難所に指定し、備蓄品の確保、避難所運営マニュアルの作成に取り組んでいます。

【課 題】

- 災害の発生時には、障がいのある人の避難誘導と安否確認、避難所等での生活に対する地域の助け合いが必要になります。日ごろから地域のつながりを強め、要配慮者⁴への支援活動の充実を図る必要があります。
- いざというときに迅速な対応ができるよう、地域と連携した防災体制の整備が必要です。
- 実際に災害が発生した場合の避難所等での生活に不安を感じている人が多く、被災後の対策を充実することが必要です。特に、福祉避難所⁵の受け入れ体制の充実や本人の状態や服薬名などの状況を記したお薬手帳等を本人が携行する取り組みの普及が求められています。
- 障がいのある人の防犯対策については、振り込め詐欺、消費者被害等に関する注意の喚起が必要です。

【今後の方向】

- 障がいのある人の安否確認や避難誘導、情報伝達等が迅速に行えるよう、個別避難計画等の

¹ 災害時要援護者宅家具固定事業 地震対策として自力で家具固定を行うことが困難な高齢者・障がいのある人等のみで構成される世帯に、住宅内の家具固定（転倒防止金具の取り付け）を無料で行うもの。

² 避難行動要支援者 高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいう。

³ 民生委員・児童委員 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活を営むために必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進する地域の相談・支援ボランティア。民生委員・児童委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっている。

⁴ 要配慮者 高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

⁵ 福祉避難所 地震や豪雨、津波といった大きな災害が起こったときに、介護の必要な高齢者や障がいのある人、乳幼児、その他特別の配慮を必要とする人たちを一時受け入れてケアする施設。

作成を推進し、自治会、民生委員・児童委員や自主防災組織、消防団などと連携し、地域における支援体制を構築します。

- 自治会や自主防災組織に対して世帯台帳の作成を促し、地域で住民の状況を把握することにより、避難行動要支援者への支援活動の一層の充実を図ります。
- 地域防災懇談会などの取り組みを通して、障がいのある人をはじめとする要配慮者を地域で支援する共助の体制の更なる強化を図ります。
- 災害時要援護者宅家具固定事業を継続して実施します。
- 障がいのある人にとって不可欠な備蓄品の確保を進めるとともに、訓練等により避難所運営マニュアルの検証を行うことによって、福祉避難所の充実を図ります。
- 障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、情報提供と注意喚起に努めます。

(3) 住環境の整備

【現 状】

- 町内にグループホームが2か所建設されました。
- 住みよい住宅環境を整えるために、住宅改修に対する補助による支援を実施しています。

【課 題】

- 障がいのある人が支援を受けながら、自分の生まれ育った地域で生涯暮らし続けるためには、グループホームの整備にあわせて、日中生活の場の確保を含めたトータル的な資源の整備が必要です。

【今後の方向】

- 障がいのある人が地域で生活する場もしくはそのための体験や訓練の場として、グループホームの整備を推進します。
- 住みよい住宅環境を整えるための支援として、日常生活用具支援事業*による住宅改修や障害者住宅改造補助金の支給を継続して実施します。
- 一人ひとりの希望にそった暮らしができるよう、居宅介護サービスの充実や日中生活の場の確保などを含めたトータル的な資源の整備を図り、多様な住環境の整備を推進します。

*日常生活用具支援事業 重度の心身障がい者(児)が在宅での日常生活を容易にするため、特殊ベッド、浴槽などの日常生活用具を給付する事業。

3 育成・教育の充実

(1) 障がい児保育・療育の充実

【現 状】

- 障がい児保育の充実を図るため、保育士の適正な人員配置に努めています。
- 療育については、巡回相談員の各保育所や幼稚園、こども園における定例相談と随時相談に取り組んでいます。
- 1歳6か月児健診や3歳児健診のフォロー教室を開催し、言語聴覚士や心理療法士による個別相談や指導を行っています。
- 当事者団体と連携し、イベント交流などの場が企画されています。

【課 題】

- 障がい児保育に必要な保育士等の確保が困難となっています。
- 療育を早期に進めることにより、軽度障がいの子どもたちが就学後に落ち着いて生活できることが増えてきています。乳幼児期からの早期療育を行い、子どもの発達段階に応じた療育事業の充実を図る必要があります。
- 充実した療育を行うため、専門的な相談ができる人材の継続的な確保が課題となっています。

【今後の方向】

- 障がい児保育の充実を図るため、今後も保育士等の確保、適正な人員配置に努めるとともに、保育士等が専門的な知識や技術を習得するための研修の機会の充実に努めます。
- 乳幼児期などにおける障がいの程度や発達段階に応じた療育事業の充実に努めるとともに、個々の障がいに応じた療育への相談指導の充実を図ります。
- 就学前の療育の成果が就学後に生かされるよう、就学指導連絡会など関係機関との連携を強化し、継続的な療育事業を推進します。

(2) 学校教育の充実

【現 状】

- 特別支援学級に入る児童・生徒数は増加傾向にあり、それにあわせて、町単独事業で学習支援員の数を増員し対応しています。
- 就学前教育から学校教育へのスムーズな移行と、教職員の研修を目的に、町内の保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校の保育士や教職員で構成する就学指導連絡会を設置しています。
- 巡回相談と「ことばの発達相談」を行う専門家2名を配置しています。巡回相談は、学校からの依頼を受けて訪問し、教職員や保護者の相談に応じており、「ことばの発達相談」は、

通級指導教室¹に代わるものとして設置しています。

- 放課後児童クラブ²において、軽度の障がい児については受け入れを行っています。なお、重度の児童についても、人員体制等が整えば受け入れることとしています。
- 特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育関係経費について、一定の所得未満のご家庭に対して補助を行っています（特別支援教育就学奨励費）。

☆平成 29 年度特別支援教育就学奨励費支給限度（明和町）

（単位：円）

種別	小学生			中学生		
	月額	年額	文科省基準 単価×2/1 (保護者実 費の1/2)	月額	年額	文科省基準 単価×2/1 (保護者実 費の1/2)
給食費	2,050×11か月	22,550		2,150×11か月	23,650	
修学旅行費	—	10,745	10,745	—	28,795	28,795
学用品費	476×10か月 475×2か月	5,710	5,710	930×12か月	11,160	11,160
通学用品費	(2~6年) 93×11か月+92	1,115	1,115	(2~3年) 93×11か月+92	1,115	1,115
新入学準備費	—	20,300	20,300	—	23,700	23,700
校外活動費	—	785	785	—	1,135	1,135

資料：明和町教育委員会より

☆特別支援学校の就学状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

種別	小学部						中学部			高等部			計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
男	2	2	0	1	0	0	2	1	1	0	1	1	11
女	0	2	0	1	1	0	0	0	0	1	2	0	7
計	9						4			5			18

資料：明和町教育委員会より

☆小学校・中学校の特別支援学級の在学状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

種別	小学校						中学校			計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
男	7	11	6	17	10	9	5	5	4	74
女	0	6	7	2	3	5	2	3	0	28
計	83						19			102

資料：明和町教育委員会より

¹ 通級指導教室 通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。

² 放課後児童クラブ 放課後に保護者のいない家庭などの小学生を対象に、適正な遊びや生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成を図る事業のこと。

【課 題】

- 発達障がい*を含むすべての障がいのある児童・生徒の特別支援教育を総合的に推進するため、専門家による巡回相談を実施し、教職員及び保護者等への支援を行う必要がありますが、継続的な人材の確保が困難な状況にあります。また、充実した教育を実施するために、教職員の専門的な知識や技術の向上を図ることが必要です。
- 普通学級に在籍する児童・生徒の中にも、軽度発達障がい等により特別な教育的支援を必要とする子どもがおり、フォローの充実が必要となっています。
- 中学校卒業後の進路についても、一人ひとりの障がいや発達の特徴に応じた、きめ細かな支援が求められます。

【今後の方向】

- 就学を控えた障がい児に対する就学相談の周知徹底を図り、きめ細かく親身になった相談事業を展開するとともに、就学前から学校教育への移行をスムーズに行うため、就学指導連絡会の活動の充実を図ります。
- 障がいのある児童・生徒一人ひとりが障がいの種類や程度、適性に応じ適切かつ十分な教育を受けられるよう、特別支援教育に関する研修及び研究を進め、教育内容や方法の一層の充実を図ります。
- 特別支援教育の専門的な知識や技術を有する人材の確保に努めるとともに、教職員や保護者に対する支援の充実に努めます。
- 障がいのある児童・生徒と健常児がともに学べる教育環境の整備に努めます。
- 福祉、教育、雇用などの関係機関と連携し、障がいのある児童・生徒の進路指導の充実を図ります。

(3) 家族支援の充実

【現 状】

- 保健師、教職員、相談支援専門員、巡回相談員などによって、家族が抱える悩みに対する傾聴や障がいのある子どもとの関わりについて助言を行っています。
- 臨床心理士等を囲む座談会を開催し、子育てに対する助言を得る機会を提供しています。
- 当事者団体や当事者相談員（ピアサポーター）の紹介、当事者同士の交流の場の提供などを通して、当事者同士による相互の支えあいを推進しています。

【課 題】

- 子どもの障がいに対する受容が十分にできずに、支援の提供に結びつかないケースがあります。
- 家族全体に複数の課題があり、家族が子どもを支えることができないケースがあります。

* 発達障がい 生まれつき脳の一部の機能に障がいがあることによって乳幼児期から幼児期にかけて症状が現れることが多い、心身の障がいを包括する概念。代表的な発達障がいに、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、LD（学習障がい）や自閉症などがある。

【今後の方向】

- 保健師、教職員、相談支援専門員、巡回相談員などによる相談支援の充実を図るとともに、関係機関等の連携により、家族全体をサポートできる体制づくりを推進します。
- 家族や支援者が専門家から助言を得る機会を提供します。
- 当事者同士による相互の支えあいを推進します。
- 家族が適切な子どもとの関わりを持つことができるよう、ペアレントトレーニング*などの子育てプログラム等の導入を検討します。

（４）生涯学習の推進

【現 状】

- 障がい者団体が、ボランティアの協力のもと、自主的なスポーツ・レクリエーション活動を行っています。
- 点字サークルのボランティアによる点訳本が図書館に置かれているほか、随時、点字本を購入する等によって、視覚障がいの人の読書を楽しむ機会を設けています。
- 講座などには手話通訳を派遣し、聴覚障がいの人の参加の機会を広げています。

【課 題】

- 障がいのある人も参加できる生涯学習の機会をつくることが求められる中、ハード面はある程度の整備はされてきましたが、ソフト面についての対応が課題となっています。

【今後の方向】

- 障がいのある人の日中活動の場を提供し、生きがいづくりを支援します。
- 障がい者スポーツの普及を推進します。
- 地域で行われる様々な学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動に、だれもが気軽に参加できるよう、関係機関等に助言をしていきます。

* ペアレントトレーニング 親が子どもの行動を冷静に観察したり、発達障がいの特性を踏まえたほめ方や叱り方等を学んだりすることにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするプログラム。

4 雇用・就労の促進

(1) 雇用・就労の促進及び継続的支援の充実

【現 状】

- 障がいのある人の意向にそって、明和町障がい者生活支援センター、松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センター、職業安定所、就労支援事業所が連携して就労支援を行い、一般就労につないでいます。
- 関係機関が連携して職場訪問を行うなどして就労継続の支援を行っています。
- 特別支援学校の連携会議に出席するとともに、実習現場見学を行い、卒業予定者の進路について関係機関と情報共有を行っています。
- 町内の一般事業所を対象に、障がい者雇用に係る訪問啓発を行ったり、研修会を開催したりしています。
- 障がい者雇用、実習・訓練の場の提供の拡大を図るため、積極的な意向のある一般事業所に対し、明和町障がい者生活支援センター、松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センター、職業安定所が合同で訪問を行っています。
- 利用している障がいのある人の工賃の向上を図るため、明和町役場において就労支援事業所からの物品調達等を推進しています。

☆障がい者雇用の状況（平成29年6月1日現在）

（単位：％）

	松阪公共職業安定所管内	三重県	全国
実雇用率	1.81	2.08	1.97

資料：平成29年障害者雇用状況の集計結果（三重労働局）

☆福祉的就労から一般就労への移行者数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	2人	1人	3人

☆明和町役場等における物品調達の実績

（単位：円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
物品	30,240	30,800	56,700	23,785
役務	258,260	83,160	128,500	657,038
その他*	772,773	360,938	394,538	293,300

*公益財団法人国史斎宮跡保協会

【課 題】

- 障がい者雇用を検討する一般事業所において、障がいのある人に見合う作業が見つからない、障がいのある人への支援の仕方がわからないという課題があります。
- 一般就労後、体調を崩すなどにより継続的に就労できないケースがみられます。障がいのある人に対するサポートを行うとともに、職場における理解の促進を図る必要があります。特

に、精神障がい者や発達障がい者に対する取り組みが求められています。

【今後の方向】

- 明和町障がい者生活支援センター、松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センター、職業安定所、就労支援事業所、特別支援学校が連携して就労支援を行い、一般就労等の促進を図ります。
- 一般事業所での就労が定着できるよう、関係機関が連携して、障がいのある人に対する生活・就労両面にわたったサポートを行う支援体制の充実を図ります。また、職場の理解が図れるよう必要に応じて職場訪問を行います。
- 障がい者雇用に係る訪問啓発を行ったり、研修会を開催したりすることによって、一般就労事業所の障がい者雇用の理解を図ります。
- 明和町障がい者生活支援センター、松阪・多気地域障がい者就業・生活支援センター、職業安定所が一般就労事業所に対する合同訪問を行うことなどによって、障がい者雇用、実習・訓練の場の提供の拡大を図ります。
- 利用している障がいのある人の工賃の向上を図るため、就労支援事業所からの物品調達等を推進します。

5 保健・医療の充実

(1) 母子保健事業の充実・啓発

【現 状】

- 「子育て世代包括支援センター」を立ち上げ、母子健康手帳交付時に妊婦アンケートを実施し、ハイリスク妊婦の早期発見に努めています。
- ハイリスク妊婦については、産婦人科との連携を図っています。松阪管内で周産期親子支援連絡会議が開かれ、各産婦人科の助産師との意見交換の場となっています。
- 妊娠中の異常や未熟児への対応は、医療機関と連携を密に行い、必要時は保健所と連携し同行訪問を行っています。
- マタニティサロン¹では、妊娠期の生活の仕方や赤ちゃんのことを知ってもらうための講座を開き、母親や父親が安心して出産・育児ができるよう支援に努めています。
- 母親が安心して子育てできるよう、こんにちは赤ちゃん訪問事業²や育児相談、子育て支援センターで育児に関する相談や支援を行っています。

【課 題】

- ハイリスク妊婦については、予防の段階での関わりが必要です。喫煙や飲酒が母体や胎児に与える影響などについて、思春期のころから啓発していく必要があります。
- 安心して出産・育児ができるよう、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない母子保健事業の推進が必要です。
- 相談・指導体制の充実とフォローアップ体制の整備が必要です。

【今後の方向】

- 小・中学校における健康教育等の中で、健康な母体づくりや母性の保護についての認識を深めるための教育を推進します。
- 産婦人科との連携強化を図りつつ、ハイリスク妊婦の早期発見、早期対応に努めます。
- 妊娠中の異常や未熟児などの医療的ケアが必要なケースへの対応については、病院や保健所等との連携を密にし、支援に努めます。
- マタニティサロンやこんにちは赤ちゃん訪問事業、育児相談、子育て支援センターなど、妊娠期から子育て期にわたる母子保健事業の充実に努めます。

¹ マタニティサロン 妊婦とその家族を対象とした、妊娠・出産・育児についての教室。

² こんにちは赤ちゃん訪問事業 生後4か月までの乳児を対象に、保健師又は看護師が各家庭を全戸訪問し、相談を受ける事業。

(2) 障がいの早期発見・対応体制の充実

【現 状】

- 4か月、10か月、1歳6か月、3歳6か月児を対象とした健康診査、および2歳6か月児を対象とした教室などを通して、乳幼児期の疾病の予防や障がいの早期発見に努めています。
- 健診の結果、専門的な支援が必要と思われる子どもについては、再度訪問や電話相談などにより対応するとともに、必要に応じて療育の場を提供しています。
- 虐待等にかかわる協議会である「明和町子ども家庭支援ネットワーク（通称：MCネット）」と、発達障がいの「明和町子ども発達支援ネットワーク（通称：めばえネット）」が合同会議を持つ中で、発達上の問題のある子どもについて、情報の共有や個々のケースの検討を行っています。

【課 題】

- 発達障がいなどに対する保護者の理解と認識を深めるための取り組みが必要です。
- 増加する発達障がいなどへの対応のため、母子保健事業における早期発見と早期療育の充実のための専門機関との連携が必要です。

【今後の方向】

- 乳幼児健康診査や発達相談、訪問指導、電話相談などの開催を通して、乳幼児の発達上の問題の早期発見に努めます。
- 児童の発達上の問題に対して、医療、保健、福祉、教育など関係機関および家庭との緊密な連携調整のもとに、適切な治療や療育を提供することができるよう支援体制の充実に努めます。
- 発達障がいなどについて、保護者が正しく理解し、認識を深められるよう、啓発活動の充実に努めます。

(3) 障がいの予防に向けた活動の充実

【現 状】

- 障がいは、事故や病気に伴い発生することもあります。特に、40～50歳以上になると、加齢に伴い生活習慣病やその他の病気になる人の割合が増え、そうした病気がもとで障がいが生じる人も少なくありません。
- 疾病などからの障がいの予防に向けた活動としては、高血圧や糖尿病、腎疾患などを予防するため、各種健康診査や健康教育・相談、保健指導の充実に努めています。

【課 題】

- 高血圧や糖尿病、腎疾患などは様々な障がいの起因となることから、各種保健事業などを通して、障がいを未然に予防することと重症化を防ぐことが必要です。
- 障がいのある人は健康診査を受けにくく、健康管理が不十分になりがちです。障がいのある人の健康の維持増進が図れるよう、医療機関との連携による取り組みが求められます。
- 疾病などからの障がいの予防と、障がい者の健康管理を図る上で、医療機関との連携が必要です。

【今後の方向】

- 健康診査の必要性を啓発し、また、生活習慣病の疾病管理のため、定期的な受診を呼びかけます。
- 疾病予防のための健康教育や健康相談、保健指導の充実に努めます。
- 医療機関と連携し、障がいのある人が健康診査を受けやすいよう環境整備を進めます。

6 福祉サービスの充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

【現 状】

- 明和町障がい者生活支援センターを中心に、障がいのある人へのサービス等の総合的な情報提供を行い、個々のニーズに応じた福祉サービスの提供に努めています。

【課 題】

- 保護者等の高齢化に伴い地域で生活することが困難になることが見込まれる障がいのある人が引き続き自分らしく地域で生活できるよう、また、施設の入所者や精神科の長期入院患者が地域に移行し自分らしく生活できるよう、包括的な支援体制の構築が求められています。

【今後の方向】

- 障がいのある人の個々のニーズにそったサービ等利用計画等の作成やモニタリングの質の向上を図ります。
- 保護者等の高齢化に伴い地域で生活することが困難になることが見込まれる障がいのある人が引き続き自分らしく地域で生活できるよう、また、施設の入所者や精神科の長期入院患者が地域に移行し自分らしく生活できるよう、以下の支援体制の整備、地域資源の開発に努めます。
 - (1) 必要なときに相談支援やサポートができる体制
 - (2) 地域で自立した生活を体験できる体制
 - (3) 障がいのある人の特性やニーズに応じたサービスが提供できる体制
 - (4) 介護者の疾病等による緊急時の受け入れ体制
 - (5) 地域の社会資源の連携体制

(2) 生活保障の充実

【現 状】

- 障がいのある人に対する経済的な支援を行うため、各種手当の支給制度があります。
- 障がいのある人が診療を受けた場合、窓口で支払った医療費の自己負担分（保険診療分）を助成する障がい者医療費助成制度があります。本町では、助成の対象を身体障害者手帳所持者は4級まで、療育手帳所持者は軽度まで拡大して助成しています。
- 障がいのある人の外出を支援するため、重度心身障がい者等を対象にタクシー利用料の助成を行っています。

☆各種手当等

(単位：円)

手当名	受給対象者	手当月額
児童扶養手当	一人親家庭や、父又は母が重度の障がいの状態にある家庭で、18歳以下の児童を養育している者	42,290～5,990
特別児童扶養手当	20歳未満の療育手帳A・B判定か身体障害者手帳1～3級の者を養育している者	51,450～34,270
特別障害者手当	重度の身体障がい者、重度の知的障がい者で20歳以上の者	26,810
障害児福祉手当	重度の身体障がい者、重度の知的障がい者で20歳未満の者	14,580
経過的福祉手当	特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給していない20歳以上の者	14,580
心身障害者扶養共済制度	心身障がい児・者を扶養している者が掛金を拠出し、保護者が死亡、重度の障がいとなった場合に、障がい者に年金支給	40,000～20,000
障害基礎年金	国民年金等の加入期間中、または20歳未満に障がい者になった者	1級 974,125 2級 779,300

資料：各担当部署より

☆障がい者医療費の助成実績の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年間受給者数(人)	901	907	891
年間受診件数(件)	20,859	20,816	21,271
1人当り助成額(円)	83,947	80,531	79,559

資料：福祉保健課資料より

☆タクシー助成制度の対象者と利用人数等

対象者

以下の要件を満たす者

・非課税世帯であること（自動車税の減免者、施設入所者は対象外）

・下記のいずれかであること

(1) 高齢者単身世帯又は高齢者世帯【65歳以上】

(2) 障がい者

肢体不自由1・2級、視覚障がい1・2級、内部障がい1級、知的障がい、精神障がい1・2級

*世帯：同一住所地内及び同一敷地内に別の世帯がある場合は、当該世帯を同一世帯とみなす。

利用人数等

	26年度	27年度	28年度
利用者数	183人	249人	291人
利用件数	4,540件	7,276件	8,211件

資料：福祉保健課資料より

【課題】

- 障がいのある人の経済的な負担軽減を図るため、各種制度の周知に努めるとともに、障がい者医療費助成制度について、受給対象者の条件の見直しを検討する必要があります。

【今後の方向】

- 国や県などと連携して、各種年金制度や手当、貸付制度、割引制度などの周知に努め、障がいのある人の生活の安定を図ります。
- 障がい者医療費助成制度の受給対象の拡大を検討します。

7 情報・コミュニケーションの充実

(1) 情報提供とコミュニケーション支援体制の充実

【現 状】

- 障がいのある人に配慮した広報として、音訳ボランティア「明和鈴の音会」の協力のもと、音訳広報を配布しています。
- 聴覚障がい者の社会参加を促進するため、要約筆記者や手話通訳者の派遣を行っています。
- 手話の普及と聴覚障がい者への理解を促進するため、手話奉仕員養成研修を行っています。

【課 題】

- 必要な人に、必要な情報を、迅速かつ正確に、コミュニケーション手段を活用して提供することが必要です。障がいのある人に配慮した広報の提供に努めるとともに、インターネットや携帯電話など、様々なコミュニケーション手段の活用を検討する必要があります。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の周知を図るとともに、登録者の確保が課題です。
- 障がい者のコミュニケーション支援の充実に向けて、日常生活用具の周知を図るとともに、ニーズに応じた拡大を図る必要があります。
- 視覚障がいや聴覚障がい以外の障がいのある人についてもコミュニケーション支援の充実を図る必要があります。

【今後の方向】

- 音訳広報のデジタル化を推進します。
- 障がいのある人に配慮した情報提供に努めるとともに、インターネットや携帯電話など、様々なコミュニケーション手段の活用を検討します。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の周知を図るとともに、登録者の確保に努めます。
- 日常生活用具の周知を図るとともに、対象用具のニーズに応じた拡大を図ります。
- 手話奉仕員の養成を図ります。
- 様々な障がいのある人のコミュニケーション支援の充実に努めます。

8 推進体制の整備

(1) 相談体制の充実

【現 状】

- 明和町障がい者生活支援センターを直営で運営し、相談支援専門員として2名の専門職員を常駐し、専門的な相談支援を行っています。
- 明和町障がい者生活支援センターを中心に、特定相談支援事業所、発達障害者支援センターなどの相談支援機関と役割を分担し、連携しながら、相談支援を行っています。
- 毎月広報において、明和町障がい者生活支援センターの活動を周知しています。

☆相談支援利用者数（（ ）内は児童）

(単位：人)

年度	合 計	身体	重症心身	知的	精神	発達	高次脳機能	その他
26	181(37)	36(2)	2(1)	85(22)	69(8)	3(1)	2	22(10)
27	171(33)	36(4)	0	79(15)	63	4	5	25
28	171(25)	28(3)	0	63(3)	79	8	5	16(9)

資料：福祉保健課資料より

☆相談件数

(単位：件)

年度	件数
26	7,308
27	5,494
28	4,186

資料：福祉保健課資料より

【課 題】

- 成年後見制度*の係る相談支援、障がい者虐待への対応、障害者差別解消法に係る相談などに対する体制の充実が求められています。
- 特定相談支援事業所などを中心に、地域や各サービス事業所や学校などとの連携を図り、チームアプローチによる支援体制を構築することが求められています。

【今後の方向】

- 相談支援専門員の増員と専門性の向上を図り、相談支援体制の充実を図ります。
- 特定相談支援事業所などを中心に、地域や各サービス事業所や学校などとの連携を図り、チームアプローチによる支援体制、ライフステージに応じた一貫した途切れのない支援体制の構築を図ります。
- 関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅

* 成年後見制度 判断能力の不十分な成年者（知的障がいのある人、精神障がいのある人など）を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける人を選任する制度。

速な対応とその後の適切な支援を行うための体制整備を図ります。また、障害者差別解消法に係る相談などに対する体制の充実に努めます。

- 成年後見制度や権利擁護にかかわる制度を周知し、日常生活自立支援事業*や成年後見制度の利用を促進します。

* **日常生活自立支援事業** 判断能力の不十分な成年者（知的障がいのある人、精神障がいのある人等）が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用にあたって必要な手続きや生活費の管理などについて援助する制度。

(2) 推進基盤の整備

【現 状】

- 障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を推進し、地域の課題を解決するため、明和町地域自立支援協議会を設置して取り組みを進めています。
- 明和町地域自立支援協議会は、当事者団体の代表等で構成される明和町障がい者生活支援センター運営委員により運営され、当事者の声の反映に努めています。

【課 題】

- 相談支援を通して明らかになった個々人の課題を、地域の課題として整理するしくみづくりが必要です。

【今後の方向】

- 相談支援を通して明らかになった個々人の課題を、地域の課題として整理するしくみづくりを進めます。
- 当事者の声を反映した明和町地域自立支援協議会の運営に努めます。

参考資料

1 策定経過

日付	会議等	内容
平成29年 5月～10月	明和町地域自立支援協議会 「こども部会」「相談・サー ビス部会」「しごと部会」「く らし部会」	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の見直しの進め方について ・明和町障がい者計画、第4期明和町障がい福祉計画の評価と課題、今後の取り組みについて ・明和町障がい者計画（素案）、第5期明和町障がい福祉計画・第1期明和町障がい児福祉計画（素案）について
平成29年 10月	各課の意見の集約	<ul style="list-style-type: none"> ・明和町障がい者計画（素案）、第5期明和町障がい福祉計画・第1期明和町障がい児福祉計画（素案）について ・学識経験者によるヒヤリング
平成29年 11月21日	第1回明和町地域自立支援協議会全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・明和町障がい者計画（案）、第5期明和町障がい福祉計画・第1期明和町障がい児福祉計画（案）について ・明和町地域自立支援協議会全体会における意見に基づく各計画の修正
平成30年 1月5日～ 1月15日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに基づく各計画の修正
平成30年 2月8日	第2回明和町地域自立支援協議会全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・明和町障がい者計画（修正案）、第5期明和町障がい福祉計画・第1期明和町障がい児福祉計画（修正案）について

2 明和町地域自立支援協議会名簿

(敬称略、委員については順不同)

区分	氏名	所属団体等	備考
委員長	永井 一将	明和町社会福祉協議会事務局次長	事業者
副委員長	石田 和弘	民生委員協議会会長	生活
委員	木村 靖子	障がい者の会会長	当事者団体
	川村 重樹	わだち	
	鈴木 晴美	わだち/障がい者生活支援センター運営委員会委員長	
	寺西 尚美	わだち	
	中野 喜美	三重県自閉症協会会長	
	大山 鈴代	ななかまどの会代表	
	北島 俊夫	医師会	医療
	佐々木 典子	くらし部会長/保護者代表	生活
	藤川 眞弘	明和消防署 署長	
	堀上 哲夫	明和交番 所長	
	村山 明之	相談・サービス部会長/指定特定相談支援事業所済生会明和 ねむの木相談支援専門員	相談
	倉橋 美由記	済生会明和病院なでしこ 療育指導室長	事業者
	岡本 敬宇	こども部会長/保護者代表	教育
	辻 雅大	就学指導連絡会会長(大淀小学校長)	
	中川 悦子	三重県立特別支援学校玉城わかば学園 校長	
	鈴木 貴博	しごと部会長/就労継続支援B型事業所第2南勢就労支援センター課長	
	達井 佳樹	商工会事務局長	就 労
	別役 知子	イオンモール明和人事総務課長	
	横田 裕明	JA 多気郡 総務課長	
	水谷 佳史	松阪公共職業安定所	
山路 克文	皇学館大学 現代日本社会学部教授	学識経験	
高橋 浩司	農水商工課長	行政	
西尾 仁志	教育総務課長		
世古口 哲哉	こども課長		
下村 由美子	福祉保健課長		